

参考資料

【用語集】

◆A-Z

DID(人口集中地区)

Densely Inhabited District の略。国勢調査の集計において設定される統計地域で、人口密度が 4,000 人/k²以上、かつ、合計人口が 5,000 人以上となる地域。

PFI

Private Finance Initiative の略。公共施設等の建設、維持管理、運営等に至るまでの全部又は一部に民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用し、行政が直接実施するよりも効率的かつ効果的に行政サービスを調達する手法。

PPP

Public Private Partnership の略。行政と民間が連携することにより、民間の創意工夫等を活用し、最適な公共サービスを提供する仕組み。

◆あ行

あいちビジョン 2020

2030 年頃の社会経済を展望し、2020 年までに取り組むべき重点的な戦略を明らかにするとともに、県内各地域の取組方向を示した愛知県の地方計画。

愛知の都市づくりビジョン

本県をはじめ県内の各市町村、県民、民間企業等の様々な主体が取り組むべき共通の考え方・方向性を示すものであり、学識経験者にて構成する検討委員会における議論を踏まえ、とりまとめた案に基づき、県民意見提出制度(パブリック・コメント)を経て、県が策定したもの。

◆か行

交通結節点

鉄道の乗り継ぎ駅、道路のインターチェンジ、自動車からその他交通機関に乗り換えるための停車・駐車施設、駅前広場のように交通動線が集中する箇所。

◆さ行

市街化区域

都市計画区域のうち、既に市街地を形成している区域及び概ね 10 年以内に優先的かつ計画的に市街地を図るべき区域。

市街化調整区域

都市計画区域のうち、市街化を抑制すべき区域。

将来推計人口

将来推計人口とは、将来の出生、死亡、ならびに国際人口移動について仮定を設け、これらに基づいて将来の人口規模ならびに男女・年齢構成の推移について推計を行ったもの(対象は外国人を含めた日本に在住する総人口)。

人口動態

ある一定期間内の人口変動。普通は1年間の出生と死亡及び流入・流出を指す。人口動態はその地域の社会、経済的諸条件と密接な関係をもつので、その地域の諸特徴を示す一つの指標として利用される。

◆た行

第5次美浜町総合計画

本町のまちづくりの最上位計画で、町政を総合的かつ計画的に進めるための指針として、目指すまちづくりを実現するための施策等を明らかにしたもの。

知多都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

都市計画法第6条の2第1項に基づき愛知県が策定するもので、知多都市計画区域を対象として、一市町村を超える広域的な観点から、区域区分を始めとした都市計画の基本的な方針を定めたもの。

都市計画区域

土地利用の状況及び見通し、地形等の自然的条件、通勤、通学等の日常生活圏、主要な交通施設の設置の状況、社会的、経済的な区域の一体性等から総合的に判断し、実質上一体の都市として整備、開発及び保全する必要がある区域。

◆な行

農業振興地域

自然的経済的社会的諸条件を考慮して総合的に農業の振興を図ることが必要であると認められる地域。

◆は行

パブリックコメント

公的な機関が規則あるいは命令などの類のものを制定しようとするときに、広く公に、意見・情報・改善案などを求める手続きをいう。

パーソントリップ調査

「どのような人が」「どのような目的で」「どこからどこへ」「どのような交通手段で」移動したかなどを調べるもの。そこから、鉄道や自動車、徒歩といった各交通手段の利用割合や交通量などを求めることができる。

◆や行

用途地域

将来目指すべき市街地の姿の実現に向け、地域の土地利用の現状と動向、道路等の公共施設の整備状況、住環境への影響等を総合的に勘案し、建築物の用途、形態等を制限する地域のこと、現在13種類に分類されている。

◆ら行

立地適正化計画

都市再生特別措置法第81条第1項に基づき策定する計画で、本町における住宅及び都市機能増進施設の立地の適正化を図るための計画。居住誘導区域、都市機能誘導区域、誘導施設の設定等を行う。

【美浜町都市計画マスタープラン策定経緯】

項目	開催(実施)日	内容
住民アンケート	平成30年8月8日 ～9月3日	住民意向を反映するためのアンケート調査
第1回作業部会	平成31年1月25日	「美浜町都市計画マスタープラン改定と方向性」について
第2回作業部会	平成31年2月27日	「美浜町都市計画マスタープラン改定と方向性」について
町民等意見提出制度 (パブリックコメント)	平成31年3月15日 ～4月15日	提出意見：0件(0名)
第3回作業部会	令和1年7月5日	「美浜町都市計画マスタープラン改定と方向性」について
第1回策定委員会	令和1年8月23日	「美浜町都市計画マスタープラン」概要、全体構想
第4回作業部会	令和1年10月3日	「美浜町都市計画マスタープラン」地域別構想
町民等意見提出制度 (パブリックコメント)	令和2年2月3日 ～3月3日	提出意見：0件(0名)
第2回策定委員会	令和2年3月9日	「美浜町都市計画マスタープラン」地域別構想
第5回作業部会	令和2年8月21日	「美浜町都市計画マスタープラン」の改定
美浜町都市計画審議会	令和2年10月29日	「美浜町都市計画マスタープラン」諮問・答申

【美浜町都市計画マスタープランの策定に関する委員会要綱】

(設置)

第1条 都市計画法(昭和43年法律第100号)第18条の2第1項に規定する都市計画に関する基本的な方針として、美浜町都市計画マスタープランを策定するため、美浜町都市計画マスタープラン策定委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(目的)

第2条 委員会は、次の各号のための意見交換を目的とする。

- (1) 美浜町の都市計画マスタープランの策定
- (2) 美浜町の都市計画マスタープランに基づいた都市づくりの実施方法等の検討

(構成)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる者により構成するものとする。

- (1) 美浜町副町長
- (2) 美浜町各部の長
- (3) 愛知県都市整備局都市基盤部都市計画課長
- (4) 愛知県知多建設事務所長
- (5) 美浜町農業委員会会長
- (6) 美浜町区長会会長
- (7) 美浜町商工会会長
- (8) 美浜女性の会会長
- (9) その他町長が必要と認める者

(委員長)

第4条 委員会に委員長を1人置く。ただし、県職員はこの職には就かないものとする。

2 委員長は、委員の互選によりこれを定める。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

(事務局及び事務局長)

第5条 委員会の事務局は、町都市整備課に置き、事務局長には同課の職員をもって充てるものとする。

(委員会の招集)

第6条 委員会及び別表に定める作業部会は、必要に応じて委員長又は事務局長が招集するものとする。

2 町長は、予算の範囲内において、委員に報償金を支給できるものとする。

(庶務)

第7条 会議の記録は、事務局において作成し、保管するものとする。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附則

この要綱は、平成 20 年 7 月 1 日から施行する。

附則(平成 30 年 12 月 1 日要綱)

この要綱は、平成 30 年 12 月 1 日から施行する。

附則(平成 31 年 4 月 1 日要綱)

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

別表(第 5 条関係)

美浜町都市計画マスタープラン策定委員会 作業部会

作業部会は、次の各課において組織するものとする。

課名	担当事項
都市整備課	総括、都市計画関係
防災課	防災計画等
企画課	土地利用計画等、企業誘致
健康・子育て課	保育所関係計画
産業課	農政、土地改良計画
環境課	生活排水処理対策、知多南部地域ゴミ処理の広域化等
建設課	道路、河川、港湾計画等
学校教育課	学校関係計画
生涯学習課	社会教育施設、文化財保護、河和城跡整備

【美浜町都市計画マスタープラン策定委員名簿】

〈令和元年度〉

名 称	氏 名	所属機関等
委員長	永田 哲弥	美浜町副町長
委員	岩本 久司	美浜町農業委員会 会長
委員	牧 守	美浜町区長会 会長
委員	横田 和弘	美浜町商工会 会長
委員	廣澤 節子	美浜女性の会 会長
委員	片山 貴視	愛知県都市整備局都市基盤部都市計画課長
委員	横山 甲太郎	愛知県知多建設事務所長
委員	杉本 康寿	総務部長
委員	八谷 充則	厚生部長
委員	石川 喜次	産業建設部長
委員	天木 孝利	教育部長

【美浜町都市計画マスタープラン策定委員会作業部会】

作業部会は、次の各課において組織するものとする。

課 名	担当事項
都市整備課	総括、都市計画関係
防災課	防災計画等
企画課	土地利用計画等
健康・子育て課	保育所関係計画
産業課	農政、土地改良計画
環境課	生活排水処理対策、知多南部地域ゴミ処理の広域化等
建設課	道路、河川、港湾計画等
学校教育課	学校関係計画
生涯学習課	社会教育施設、文化財保護、河和城跡整備

【本文語尾の定義】

- ～推進します、～進めます…主に町が整備するもの
- ～促進します…主に国や県等が整備するもの
- ～努めます…実現に向けて努力していく。維持、保全などに努める
- ～図ります…計画や立案、事業化をすすめる。規制・誘導する
- ～検討します…計画や立案、事業化するべきか検討する

美 浜 町

〒470-2492

愛知県知多郡美浜町大字河和字北田面 106 番地

TEL:0569-82-1111 FAX:0569-82-4153

編集・発行 産業建設部 都市整備課

本書の一部または全部を無断で複写、複製することを禁じます。
